

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成21年12月21日

京都市長 門川大作

京都市規則第50号

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める
規則

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例（平成21年10月13日）
京都市条例第20号）の施行期日は、平成22年1月4日とする。

（文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課）